

「広島市まちの美化に関する里親制度活動マニュアル」

◆ 活動の内容

1 清掃活動

- (1) 活動回数は月2回程度を目安とし（活動予定表によります）、参加者の方が活動できる範囲でお願いします。
- (2) 収集したごみについて
 - a) 紙くず・吸い殻などの可燃ごみは、家庭ごみとして、可燃ごみ収集日に出して下さい。
 - b) 空き缶・空きビン・ペットボトル等は、市の分別区分に従って、各々の収集日・収集場所へ出して下さい。
 - ・空き缶・空きビン（リサイクルできるもの） → 「資源ごみ」
 - ・ペットボトル → 「ペットボトル」
 - ・容器包装プラスチック（プラマークが目安） → 「リサイクルプラ」
 - ・容器包装を除くプラスチック類 → 「その他プラ」
 - ・陶磁器・金属類 → 「不燃ごみ」
 - c) 除草した草類は、家庭ごみとして可燃ごみ収集日に出して下さい。
ただし、大量になる場合は、担当者までご相談下さい。
 - d) 犬等の糞は飼い主が自宅で処理するものですが、万一あった場合は、可燃ごみ収集日に出して下さい。
 - e) 活動区域にあります回収できないごみ（下記のもの）については、担当者までご連絡下さい。
 - ・犬・猫等の動物の屍体
 - ・大型ごみ
 - ・その他処理することが困難と思われるごみ
 - f) 参加者が事業者の場合は、原則として、事業所の分別に従って処理して下さい。ただし、多量になる場合などは、担当者までご相談下さい。

2 啓発活動

- (1) 活動回数は年2回程度とし、市が用意したチラシや啓発物品を配布します。
- (2) 原則として、活動区域で行いますが、市の指示により他の区域で行うこともあります。

3 巡回活動（情報の提供）

清掃活動を行っているときに、不法投棄や道路の穴ぼこ、側溝蓋等の破損などの異常を発見した場合にはご連絡下さい。（連絡先は、別途お知らせします）

◆ 活動の条件

- 1 車両や歩行者に注意を払い、安全を確保して活動を行ってください。
- 2 活動にあたっては、活動予定表によりますが、変更の有無を含めて事前・事後の連絡をお願いします。
- 3 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時以外の天候の良い日に活動して下さい。
- 4 交通量の多い道路では、交通安全上問題がありますので、幼児等の子供連れでの活動は行わないで下さい。
- 5 児童・生徒が活動の主体となる場合は、責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

◆ 傷害保険

参加者の皆さんが活動中にケガをされた場合や、活動中に第三者に及ぼした傷害賠償責任を負った場合、「広島市市民活動保険」の対象となりますので、万一事故等が発生しましたら、直ちに担当者までご連絡下さい。

◆ 活動の辞退

活動を辞退される場合は、担当者にご相談の上、「里親活動終了届書」をご提出下さい。